

## 第78回 姫路市農業委員会総会議事録

開催日時 令和5年11月24日(金) 午後1時30分から午後2時40分

開催場所 姫路市役所 本館10階 第二会議室

### 農業委員の出欠状況及び署名委員

議席番号	氏名	出欠	署名委員	備考
1	後藤明彦	出席		
2	小林隆	出席		
3	森下光春	出席		
4	大西正紀	出席		
5	岡本富博	出席		
6	船引政則	出席		
7	嘉ノ海敏明	出席		
8	青田俊則	出席		
9	沼田静雄	出席	○	
10	嶋田秀文	出席	○	
11	飯塚祐樹	出席		
12	竹内己良	出席		
13	橋本静枝	出席		
14	小林弘行	出席		
15	吉田勝博	欠席		
16	竹内光明	出席		
17	福永信幸	出席		会長職務代理者
18	青田誠	出席		会長職務代理者
19	田摩仁志	出席		会長

その他の出席者 0名

農業委員会事務局職員 4名

## 議事内容

議案第1号	農地確認及び非農地確認について
議案第2号	農地法第3条の規定による許可申請について
議案第3号	農地法第4条の規定による許可申請について
議案第4号	農地法第5条の規定による許可申請について
報告第1号	農地法第3条の規定による許可申請等に係る聞き取り調査について
報告第2号	農地法第4条の規定による届出の専決について
報告第3号	農地法第5条の規定による届出の専決について
報告第4号	合意による解約等の通知について
報告第5号	県許可案件の許可状況について

(令和5年11月24日 午後1時30分)

議長 定刻となりましたので、只今から、第78回総会を開催致します。

### 【議長挨拶】

現在の出席者数は、農業委員19名中18名の出席で過半数に達しており、会議は成立しております。なお、吉田委員から欠席の連絡を頂いております。

それでは、議案審議に先立ちまして、本日の議事録署名委員を議長より指名させていただきます。よろしいでしょうか。

各委員 異議なし。

議長 異議なしの声を得ましたので、本日の議事録署名委員を沼田静雄委員と嶋田秀文委員をお願いいたします。

それでは、これより議案審議に入ります。いずれも慎重審議をよろしくお願ひします。

議案第1号「農地確認及び非農地確認」について、事務局から説明をお願いします。

事務局 議案第1号(P1～P2)を説明する。

〔農地確認及び非農地確認について〕

この度は、非農地確認の申請が8件提出されております。

1番です。

八家の田、畑7筆 [ ] につきまして、「平成11年以前より、通信鉄塔、通信局舎敷地及び原野となっている」との申請です。

2番です。

林田町口佐見の田 [ ] につきまして、「昭和48年以前より、工場敷地の一部として利用している」との申請です。

3番です。

夢前町杉之内の田3筆 [ ] につきまして、「平成3年以前より、住宅敷地の一部及び庭として利用している」との申請です。

4番です。

夢前町山之内の畑2筆 [ ] につきまして、「平成10年以前より、道路の一部及び原野となっている」との申請です。

5番です。

船津町の田 [ ] につきまして、「平成12年以前より、建物敷地として利

用している」との申請です。

6番です。

四郷町明田の田 [ ] につきまして、「平成11年以前より、倉庫敷地として利用している」との申請です。

7番です。

御国野町深志野の田 [ ] につきまして、「平成11年以前より、竹林となっている」との申請です。

8番です。

御国野町深志野の田 [ ] につきまして、「平成11年以前より、竹林となっている」との申請です。

現況は、いずれも申請どおりの内容となっており、各担当委員から「適当である」との意見を頂いております。

各地区農政協議会におきましては、特に問題点は出ておりません。

以上で説明を終わります。どうぞよろしく、ご審議お願いいたします。

議長

有難うございます。

只今の事務局の説明について、ご意見、ご質問、その他補足事項はございませんか。

各委員

・・・

議長

ないようですので、承認とすることよろしいでしょうか。

各委員

異議なし。

議長

「異議なし」の声を得ましたので、承認と致します。

次に、議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」について、事務局から説明をお願いします。

事務局

〔農地法第3条の規定による許可申請について〕

議案第2号（P3～P6）を説明する。

説明に入ります前に資料の一部訂正をお願いいたします。

9番の案件でございますが、申請地の内地蔵堂部分を除くとありますが、この除いた部分の面積として [ ] との申請がありましたので、修正をお願いいたします。

農地法第3条の規定による許可申請について、この度は、23件の申請が提出されております。

1番と2番、9番から11番、22番が市街化区域の案件である外は、いずれも調整区域または都市計画区域外の案件です。申請地は、いずれも譲渡人の「自作地」で、譲受人は、いずれも「個人」となっております。「農地取得後の全部耕作・常時従事」につきましては、いずれの案件も申請地等に無断転用地等は確認されておらず、申請地の耕作に必要な農機具及び従事者等を確保されております。「通作距離」につきましては、いずれも15km以内となっております。「周辺の農地等の農業上の利用に及ぼす影響及び措置」につきましては、いずれの案件も「周辺の農業と同様の農業を行うので、特に影響はない」ものとの申請となっております。

それでは、案件毎に申請の概要をご説明いたします。参考資料もあわせてご覧ください。

1番から9番につきましては、現在耕作面積が0㎡の新規農家の方の案件です。

1番です。

飾磨区西浜町一丁目の田 [ ] につきまして、飾磨区中浜町の [ ]

が、[ ]から「購入したい」との所有権移転の申請です。譲受人は、農業経験はありませんが、大分県で農業塾にて、生産から販売までの勉強をしているとのこと。作付作物は「多肉植物」となっており、申請地にビニールハウスを設置し、簡易な棚で鉢植え栽培を行うとのこと。

なおこの案件、中南部地区農政協議会では「新規農家の聞き取り調査は必要」との意見となっております。

2番です。

網干区坂出の田 [ ]につきて、佐用郡佐用町の [ ]が、[ ]から「贈与を受けたい」との所有権移転の申請です。譲受人は、4年前まで網干区坂出の持ち家に住んでいて、現在も申請地の畑を管理耕作しているとのこと。現住所は佐用町ですが、この持ち家に2年以内に転居し、引き続き耕作するとのこと。作付作物は「野菜、果樹」となっております。

なおこの案件、現在耕作面積が0㎡ですが、中南部地区農政協議会では「面積が小さく、現在管理耕作しているため、新規農家の聞き取り調査は必要なし」との意見となっております。

3番です。

六角の田4筆 [ ]につきて、六角の [ ]が、[ ]から「贈与を受けたい」との所有権移転の申請です。譲受人は現に管理耕作しており、市外に住む兄二人から、農地を引き継ぐとのこと。作付作物は「野菜、果樹」となっております。

なおこの案件、現在耕作面積が0㎡ですが、北西部地区農政協議会では「面積が小さく、現在管理耕作しているため、新規農家の聞き取り調査は必要なし」との意見となっております。

4番です。

林田町六九谷の田 [ ]につきて、林田町六九谷の [ ]が、[ ]から「購入したい」との所有権移転の申請です。

譲受人は、定年退職に伴い、実家に帰って農業を始めたいとのこと。なお、5番は同住所に住む父ですが、別世帯となっています。その父から農業の指導を受けるとのこと。作付作物は「水稲」となっております。

なおこの案件、現在耕作面積が0㎡ですが、北西部地区農政協議会では「農業経験のある父と同住所であり、その父から指導を受けるため、新規農家の聞き取り調査は必要なし」との意見となっております。

5番です。

林田町六九谷の田 [ ]につきて、林田町六九谷の [ ]が、[ ]から「購入したい」との所有権移転の申請です。譲受人は、以前に農業をしており、経営移譲の年金受給後、再度農業を再開するとのこと。作付作物は「水稲」となっております。

なおこの案件、現在耕作面積が0㎡ですが、北西部地区農政協議会では「過去の農業経験が十分に認められるため、新規農家の聞き取り調査は必要なし」との意見となっております。

6番です。

飾東町豊国の田2筆計105㎡につきて、飾東町豊国の [ ]が、[ ]から「購入したい」との所有権移転の申請です。申請地は親の代から30年にわたり耕作しているとのこと。作付作物は「果樹」となっております。

なおこの案件、現在耕作面積が0㎡ですが、北東部地区農政協議会では「面積が小さく、これまでの農業経験が認められるため、新規農家の聞き取り調査は必要なし」との意見となっております。

7番です。

豊富町豊富の田3筆 [ ]につきて、平野町の [ ]が、[ ]から「借り受けたい」との使用貸借権設定の申請です。譲受人は、親が元気な間に農地を引き継ぎ、共に農業に携わりたいとのこと。なお脱穀作業は営農組合に委託するとのこと。作付作物は「水稲」となっております。

す。

なおこの案件、現在耕作面積が0㎡ですが、北東部地区農政協議会では「これまでの農業経験が十分に認められるため、新規農家の聞き取り調査は必要なし」との意見となっております。

8番です。

御国野町深志野の田 [ ] につきまして、御国野町深志野の [ ] が、 [ ] から「購入したい」との所有権移転の申請です。申請地の隣に住んでいる譲受人が、家庭菜園として利用したいとのことです。作付作物は「露地野菜」となっております。

なおこの案件、北東部地区農政協議会では「新規農家の聞き取り調査は必要」との意見となっております。

9番です。

御国野町御着の畑 [ ] につきまして、御国野町国分寺の [ ] が、 [ ] から「購入したい」との所有権移転の申請です。申請地は、後日許可部分を分筆するとのことです。近隣に住む譲受人が、自家消費分の野菜を栽培したいとのことです。作付作物は「露地野菜」となっております。

なおこの案件、北東部地区農政協議会では「新規農家の聞き取り調査は必要」との意見となっております。

10番以降につきましては、既に耕作面積がある方の案件です。

10番です。

網干区坂出の田 [ ] につきまして、網干区坂出の [ ] が、 [ ] から「購入したい」との所有権移転の申請です。この件許可されますと、耕作面積は1,899㎡になる予定です。作付作物は「季節野菜」となっております。

11番です。

東今宿六丁目の田 [ ] につきまして、東今宿の [ ] が、 [ ] から「共有持分3分の1について贈与を受けたい」との所有権移転の申請です。この件許可されますと、申請地は [ ] の単独所有となり、耕作面積は315㎡になる予定です。作付作物は「露地野菜」となっております。

12番です。

林田町六九谷の田 [ ] につきまして、林田町上構の [ ] が、 [ ] から「購入したい」との所有権移転の申請です。この件許可されますと、耕作面積は5,824㎡になる予定です。作付作物は「野菜」となっております。

13番です。

林田町松山の田3筆 [ ] につきまして、林田町松山の [ ] が、 [ ] から「購入したい」との所有権移転の申請です。この件許可されますと、耕作面積は7,719㎡になる予定です。作付作物は「水稻」となっております。

14番です。

打越の田、畑2筆 [ ] につきまして、打越の [ ] が、 [ ] から「購入したい」との所有権移転の申請です。この件許可されますと、耕作面積は3,192㎡になる予定です。作付作物は「野菜」となっております。

15番です。

相野の田3筆 [ ] につきまして、西脇の [ ] が、 [ ] から「購入したい」との所有権移転の申請です。この件許可されますと、耕作面積は7,116㎡になる予定です。作付作物は「野菜、果樹」となっております。

16番です。

夢前町護持の田 [ ] につきまして、夢前町護持の [ ] が、 [ ] から「贈与を受けたい」との所有権移転の申請です。この件許可されます

と、耕作面積は2,054㎡になる予定です。作付作物は「水稲、野菜」となっております。

17番です。

林田町松山の田2筆及び安富町三坂の田畑7筆 [ ] につきまして、安富町三坂の [ ] が、 [ ] から「購入したい」との所有権移転の申請です。この件許可されますと、耕作面積は18,849㎡になる予定です。作付作物は「水稲、野菜」となっております。

18番です。

豊富町豊富の田 [ ] につきまして、豊富町豊富の [ ] が、 [ ] から「贈与を受けたい」との所有権移転の申請です。この件許可されますと、耕作面積は5,075㎡になる予定です。作付作物は「水稲」となっております。

19番から21番です。

いずれも譲渡人が [ ] の案件です。19番の別所町北宿の田3筆 [ ] につきましては、同住所・同一世帯の妻である [ ] が、20番の別所町北宿の田2筆 [ ] につきましては、同住所・別世帯の長男である [ ] が、21番の別所町北宿の田 [ ] につきましては、長女である [ ] が、それぞれ父である [ ] から「生前贈与を受けたい」との所有権移転の申請です。この件許可されますと、それぞれの耕作面積は、19番は同一世帯間の異動のため変わらず5,623㎡のまま、20番は4,243㎡、21番は1,255㎡になる予定です。作付作物はいずれも「水稲」となっております。

22番です。

四郷町見野の田 [ ] につきまして、白浜町神田の [ ] が、 [ ] から「購入したい」との所有権移転の申請です。この件許可されますと、耕作面積は15,546㎡になる予定です。作付作物は「水稲」となっております。

23番です。

御国野町深志野の田 [ ] につきまして、伊伝居の [ ] が、 [ ] から「購入したい」との所有権移転の申請です。この件許可されますと、耕作面積は5,475㎡になる予定です。作付作物は「露地野菜」となっております。

いずれの案件も、各地区農政協議会におきましては、特に問題点は出ておりません。

以上で説明を終わります。どうぞよろしく、ご審議お願いいたします。

議 長

有難うございます。

只今の事務局の説明について、ご意見、ご質問等はございませんか。また、報告や補足説明等ございますか。

各 委 員

・・・。

議 長

23番の方は不動産業の方だと思いますが、耕作はされているのかどうか、わかりますか。

嶋田委員

現在は譲受人が耕作していますが、話を聞きましたところ、所有権移転後も譲受人が関わって耕作されるようです。

青田委員

私の住所に近いところに他の所有地があるのですが、そこはこの方の同居のお父さんが、ほぼ毎日農業をされていることを知っています。

議 長

ほかに、なにかございますか。

各委員

・・・。

議長

ない様ですので、それでは、総会規定に基づき、採決します。許可相当と判断される方は挙手をお願いします。

各委員

(全員挙手)

議長

全員の挙手をいただきましたので、本案件許可相当といたします。  
次に、1番から9番の新規農家の聞き取り調査についてですが、各地区協議会の意見では、1番と8番と9番につきましては聞き取り調査を行う、それ以外につきましては聞き取り調査を省略する、ということでしたが、こちらについてなにかご意見等ありますでしょうか。

各委員

・・・。

議長

1番について、作付作物が多肉植物となっておりビニールハウス内で棚で鉢植え栽培をすると説明がありましたが、田でないといけない農業ですか。

事務局

こちらの申請地は地目が田となっていますが現況は畑で、果樹が多少植わっています。ここに簡易なビニールハウスを設置して、地面は土のままコンクリートや砂利は敷かず簡易な棚を設置するとの方法ですので、その撤去は容易であり農地性を損なうものではないと事務局では判断しています。また、多肉植物について農業塾で学んでこられたことですので、確かにあまり見かけない農法ではあるかと思いますが、作物を栽培し出荷するという農業に違いないと思っ

青田委員

中南部地区協議会において、棚の設置が転用になるのか、ということについて意見が出ました。事務局の説明では同じく農地性が損なわれるものではないとの説明がありましたが、具体的な方法について聞き取りをしてもらってはどうか、との結論となりました。

橋本委員

多肉植物の栽培というのは、置塩小学校の前の農地で、ビニールハウス内で棚を設置して小さな鉢で栽培されている方がいます。好きな人が買いに来るようです。

議長

それでは、各地区協議会の意見にありましたが、1番と8番と9番の3件につきまして聞き取り調査を行う、ということで、よろしいでしょうか。

各委員

異議なし。

議長

「異議なし」の声を得ましたので、1番と8番と9番につきまして新規農家の聞き取り調査を行うこととします。  
それでは続きまして、議案第3号「農地法第4条の規定による許可申請」及び「農地法施行規則第29条第1号の確認」について、事務局から説明をお願いします。

事務局

議案第3号(P6～P7)を説明する。  
〔農地法第4条の規定による許可申請について〕

農地法第4条の規定による許可申請について、この度は、1件の申請が提出されております。

都市計画区域外の安富町塩野の田 [ ] と、安富町塩野の田 [ ] と、安富町植木野の田 [ ]

■につきまして、「営農型太陽光発電設備を設置したい」との、パネル設置台の杭部分についての一時転用の申請です。申請地の農地区分は「農用区域内農地」となっており、原則転用許可はできませんが、農地法施行令第4条第1項第1号により、農業振興地域整備計画上支障がない3年以内の一時転用であって、当該利用の目的を達成する上で当該農地を供することが必要であると認められるものについては、例外的に認められるものとして申請されたものです。当該転用による姫路市農業振興地域整備計画上の支障の有無について、市農政総務課へ意見を求めたところ、「支障なし。ただし、一時転用の必要がなくなった場合は、直ちに原状回復すること」との回答を得ております。「事業内容」につきましては、3箇所とも、太陽光パネル234枚、パワコン10台、出力■の営農型太陽光発電設備を設置し、下部農地では、樅、榊を、まずは成木になるのに必要な5年を目途に育てていく計画となっております。「転用に必要な資力」につきましては、融資及び自己資金となっております。「周辺農業への支障のおそれ」につきましても、転用目的に照らして汚水の排水等は認められないものと考えます。「一時転用の場合の農地復元」につきましては、事業終了後は直ちに設備を撤去し、農地に復元するとの申請となっており、撤去費用を賄えるだけの残高証明も添付されております。事業内容が、県の許可後から電力の買取期間は20年となっておりますが、一時転用許可が最大3年間となっているため、3年後には再申請する予定となっております。

なお、この営農型太陽光発電設備につきましては、農林水産省の通知により、発電事業を行う間、太陽光パネルの下部の農地で適切に営農を継続することが条件となっており、基準としては、

- ・営農が行われていること
- ・単収が地域の平均的単収と比較しておおむね2割以上減少していないこと
- ・農作物の品質に著しい劣化が生じていないこと
- ・農業機械等を効率的に利用することが困難と認められないこと

を満たすこととなっております。添付された「下部農地における営農への影響の見込み書」によりますと、これらの要件は満たしております。

北西部地区農政協議会におきましては、特に問題点は出ておりません。本日の審議の結果を意見として、県に送付したいと考えております。

#### 〔農地法施行規則第29条第1号の確認について〕

続きまして、農地法施行規則第29条第1号の確認について、ご説明いたします。

200㎡未満の農地を農業用倉庫などの農業用施設用地に利用する場合は、農地法第4条の規定による県知事の転用許可は不要となっておりますが、これに該当することの確認願として4件提出されております。

1番が都市計画区域外の案件で、2番以降は調整区域の案件となっております。「周辺農業への支障のおそれ」につきましては、いずれも転用目的に照らして汚水の排水等は認められないことから、周辺農業への支障はないものと考えております。それでは案件ごとに、申請の概要をご説明いたします。

1番です。

安富町狭戸の畑■につきまして、「農業用倉庫として利用したい」との確認申請です。「事業内容」につきましては、農業用倉庫を建てて利用する計画となっております。

2番です。

太市中の田■につきまして、「農業用倉庫として利用したい」との確認申請です。現況はすでに「農業用倉庫」となっております。

3番です。

船津町の田■につきまして、「農業用倉庫として利用したい」との確認申請です。現況はすでに「農業用倉庫」となっております。

4番です。

船津町の田■につきまして、「農業用倉庫、進入路

として利用したい」との確認申請です。現況はすでに「農業用倉庫、進入路」となっております。

いずれの案件も、北西部地区及び北東部地区農政協議会におきましては、特に問題点は出ておりません。

以上で説明を終わります。どうぞよろしく、ご審議お願いいたします。

議長

有難うございました。  
事務局の説明その他について、ご意見、ご質問等ございませんか。

各委員

・・・。

議長

櫛や櫛の収穫量は、だれが判定するのですか。

事務局

収穫量については、「営農型発電設備の下部の農地における農作物の状況報告」を年に1回していただくことになっており、そこには「知見を有する者の所見」を記載していただくことになっています。この知見を有する者として、高知県の方に意見をもらうとのこと。なお、櫛、櫛は太陽光を多く必要としないため、営農型太陽光の下部で櫛、櫛を栽培する手法は、全国では割とよくある手法の様です。生花店の勤務経験もあり販売先についても考慮済みとのこと。

竹内光明委員

基本的なことですが、営農型太陽光発電と、通常の太陽光発電と、どう違うんですか。

事務局

通常の太陽光発電では農地にパネルを並べて、その下の土地では草刈りしかしませんので、農地転用になります。これに対して、営農型太陽光発電は、パネルの下で農業をする点が異なります。パネルの下で農業をするので、これは農地として扱い、さすがにパネルの設置台の杭部分は農地とは言えないので、この杭部分の小さな面積のみ転用となります。また、通常の太陽光発電は1種農地や農用地への設置は認められませんが、営農型太陽光は1種農地や農用地にも設置ができます。

青田委員

櫛、櫛の栽培は、林業に区分されないのですか。

事務局

樹木を木材として伐採し生産すれば林業ですが、苗木を育てて販売する、あるいはその枝を育成し出荷することは農業でよいと思います。

議長

ほかに、なにかございますか。

各委員

・・・。

議長

ない様ですので、それでは、総会規定に基づき、採決します。許可相当と判断される方は挙手をお願いします。

各委員

(全員挙手)

議長

全員の挙手をいただきましたので、本案件許可相当といたします。  
それでは続きまして、議案第4号「農地法第5条の規定による許可申請」について、事務局から説明をお願いします。

事務局

議案第4号(P.8～P.10)を説明する。  
〔農地法第5条の規定による許可申請について〕

説明に入ります前に資料の一部訂正をお願いいたします。

2番の案件でございますが、申請人から譲渡人について修正の申し出があり、  
[ ]に修正をお願いいたします。

農地法第5条の規定による許可申請について、この度は、15件の申請が提出されております。

2番と3番が都市計画区域外の案件となっておりますほかは、いずれも調整区域の案件となっております。「代替地の有無」につきましては、いずれも「他に事業目的に適した代替地はない」となっております。「周辺農業への支障のおそれ」につきましては、いずれも転用目的に照らして汚水の排水等は認められないことから、周辺農業への支障はないものと考えております。

それでは案件ごとに、申請の概要をご説明いたします。参考資料もあわせてご覧ください。

1番です。

網干区興浜の田、畑2筆 [ ] につきまして、 [ ] が、「譲り受けて、露天駐車場にしたい」との転用の申請です。申請地の農地区分は、住居等が連たんする区域に近接かつ農地の集団規模10ha未満の「第2種農地」に該当すると考えております。「事業内容」につきましては、事業拡大のため6台分の露天駐車場として利用する計画となっております。「転用に必要な資力」につきましては、自己資金となっております。

2番です。

夢前町寺の田 [ ] につきまして、 [ ] が、「購入して、事務所を建築し、露天駐車場、露天資材置場を設置したい」との転用の申請です。申請地の農地区分は、住居等が連たんする区域に近接かつ農地の集団規模10ha未満の「第2種農地」に該当すると考えております。「事業内容」につきましては、建築工事業を行っている譲受人が、新たに事務所を建築し、建築用資材を置くための露天資材置場及び従業員と来客用、計7台分の露天駐車場を整備する計画となっております。「転用に必要な資力」につきましては自己資金となっております。

3番です。

安富町瀬川の田 [ ] につきまして、 [ ] が、「使用貸借権で借り受けて、露天駐車場にしたい」との転用の申請です。申請地の農地区分は、住居等が連たんする区域に近接かつ農地の集団規模10ha未満の「第2種農地」に該当すると考えております。「事業内容」につきましては、申請地の南側の宅地に会社の建物を建築し、近接する申請地に、4台分の従業員と来客用の露天駐車場を整備する計画となっております。「転用に必要な資力」につきましては自己資金となっております。

4番5番です。

[ ] が、香寺町恒屋の畑2筆 [ ] につきましては、「譲り受け」て、香寺町恒屋の畑 [ ] につきましては、「貸借権で借り受け」て、「露天駐車場にしたい」との転用の申請です。申請地の農地区分は、住居等が連たんする区域に近接かつ農地の集団規模10ha未満の「第2種農地」に該当すると考えております。「事業内容」につきましては、従業員用の駐車場が手狭となったことから、新たに乗用車15台分の露天駐車場として利用する計画となっております。「転用に必要な資力」につきましては自己資金、となっております。

6番から9番です。

[ ] が、御国野町深志野、飾東町塩崎、飾東町唐端新の田畑計9筆それぞれ [ ] につきまして、「譲り受けて、太陽光発電設備を設置したい」との転用の申請です。申請地の農地区分は、いずれも「住居等が連たんする区域に近接かつ農地の集団規模10ha未満」の「第2種農地」に該当すると考えております。「事業内容」につきましては、いずれも出力50kW未満の小規模太陽光施設となっております。「転用に必要な資力」につきましては、自己資金、「他の許可等を受ける必

要がある場合」につきましては、事業計画事前申請済、景観法届出済、となっております。

10番です。

別所町別所の田 [ ] につきまして、 [ ] が、「譲り受けて、太陽光発電設備を設置したい」との転用の申請です。申請地の農地区分は、住居等が連たんする区域に近接かつ農地の集団規模10ha未満の「第2種農地」に該当すると考えております。「事業内容」につきましては、出力50kW未満の小規模太陽光施設となっております。「転用に必要な資力」につきましては、自己資金となっております。

11番です。

香寺町中寺の畑 [ ] につきまして、 [ ] が、「譲り受けて、露天駐車場にしたい」との転用の申請です。申請地の農地区分は、住居等が連たんする区域に近接かつ農地の集団規模10ha未満の「第2種農地」に該当すると考えております。「事業内容」につきましては、乗用車3台分の自家用露天駐車場として利用する計画となっております。「転用に必要な資力」につきましては自己資金となっております。

12番です。

豊富町豊富の田 [ ] につきまして、 [ ] が、「譲り受けて、住宅を建て、露天駐車場を設置したい」との転用の申請です。申請地の農地区分は、集団性のある農地等の「第1種農地」に該当すると考えておりますが、不許可の例外である「集落に接続しており、日常生活上必要な施設等」に該当するものとして申請されております。「事業内容」につきましては、延床面積 [ ] の住宅を建築し、乗用車2台分の露天駐車場を設置する計画となっております。「転用に必要な資力」につきましては、融資、「他の許可等を受ける必要がある場合」につきましては、建築許可が申請済となっております。

13番14番です。

[ ] が、御国野町深志野の田2筆 [ ] につきまして、「譲り受けて、露天資材置場にしたい」との転用の申請です。申請地の農地区分は、住居等が連たんする区域に近接かつ農地の集団規模10ha未満の「第2種農地」に該当すると考えております。「事業内容」につきましては、姫路地区における碎石・単管・土砂などの住宅建材の資材置場として利用する計画となっております。「転用に必要な資力」につきましては自己資金となっております。

なおこの案件、転用面積が1,000㎡を超えておりますので、本日、現地調査班による現地調査を実施していただいております。現地調査班の意見としましては、「許可相当」との意見となっております。

15番です。

豊富町神谷の田 [ ] につきまして、 [ ] が、「使用貸借権で借り受けて、農家住宅を建てたい」との転用の申請です。申請地の農地区分は、集団性のある農地等の「第1種農地」に該当すると考えておりますが、不許可の例外である「集落に接続しており、日常生活上必要な施設等」に該当するものとして申請されております。「事業内容」につきましては、延床面積 [ ] の住宅を建築し、乗用車3台分の露天駐車場を設置する計画となっております。「転用に必要な資力」につきましては、融資、「他の許可等を受ける必要がある場合」につきましては、建築許可不要証明が申請済となっております。

いずれの案件も、各地区農政協議会におきましては、特に問題点は出ておりません。本日の審議の結果を意見として、県に送付したいと考えております。

以上で説明を終わります。どうぞよろしく、ご審議お願いいたします。

議 長

有難うございました。

13番14番について、本日午前中に現地調査班が現地調査を実施しましたので、メンバーの船引委員から、現地調査の概要報告をお願いします。

船引委員 報告します。本日午前中に現地を確認しました。申請地は道路に面した土地で、車両等の出入りに問題なく、隣接水路は擁壁がされており、申請地からの排水路等特に問題点は見当たらず、現地調査班で協議の結果許可相当と判断しました。

議長 はい、報告、ありがとうございました。  
事務局の説明その他について、ご意見、ご質問等ございませんか。

各委員 ……。

議長 それでは、承認することよろしいでしょうか。賛同いただける方は挙手をお願いします。

各委員 (全員挙手)

議長 全員の挙手を確認しましたので、許可相当とします。  
次に、報告事項に入ります。  
報告第1号について、事務局から説明をお願いします。

事務局 報告第1号(P11)を説明する。  
〔農地法第3条の規定による許可申請等に係る聞き取り調査について〕

農地法第3条の規定による許可申請の決定に係る聞き取り調査について、10月にご審議いただきました新規農家4件の聞き取り調査を、11月1日に実施していただきました。

当日は、1番から3番については本人が、4番については同居の妻が来庁され、担当委員から、本人の営農意欲、農機具等の状況、通作距離の確認、営農計画の聴取等、営農指導をいただき、誓約書も提出されましたので、いずれも同日付にて許可書を交付しておりますことを報告いたします。

議長 報告ありがとうございます。  
それでは、聞き取り調査メンバーの嶋田委員から発表をお願いします。

嶋田委員 1番は、弟から農地を譲り受けるとのことで、今後も弟と一緒に農業をすることでした。2番は隣の空き家を別荘として買って畑をすることですが、65才の定年退職後ここに転居することでした。3番は叔母夫婦が耕作をしており、耕作を引き続きしてもらいながら習い覚えていくとのことでした。4番は勤務地の工場横で、仕事の合間に農業を行うとのことでした。また従業員にも手伝わせるとのことでした。

議長 報告ありがとうございました。  
なにか、ご意見ご質問等ありますか。

各委員 ……。

議長 特にないようですね。  
次に、報告第2号について、事務局から説明をお願いします。

事務局 報告第2号(P12～P13)を説明する。  
〔農地法第4条の規定による届出の専決について〕

市街化区域内農地の4条転用案件で、この度は、10月6日から11月9日の

間に受け付けたもの、14件につきまして、法定要件を満たしており、特に問題がないものとして、事務局長専決により受理書を交付しましたことをご報告いたします。

議長 有り難うございます。ご意見ご質問等ありますか。

各委員 ……。

議長 特にないようですので、確認いたします。  
次に、報告第3号について、事務局から説明をお願いします。

事務局 報告第3号(P14～P21)を説明する。  
〔農地法第5条の規定による届出の専決について〕

市街化区域内農地の5条転用案件で、こちらも、10月6日から11月9日の間に受け付けたもの43件につきまして、法定要件を満たしており、特に問題がないものとして、事務局長専決により受理書を交付しましたことをご報告いたします。

議長 有り難うございます。何かご質問等ございませんか。

各委員 ……。

議長 特にないようですので、確認いたします。  
次に報告第4号について、事務局から説明をお願いします。

事務局 報告第4号(P21～P25)を説明する。  
〔合意による解約等の通知について〕

合意による解約等の通知について、この度は、賃貸借契約の解約の通知が3件、使用貸借契約の解約の通知が12件ございました。うち、利用権に該当するものは9件で、そのうち、農地中間管理事業に該当するものは1件です。賃貸借契約の解約に伴う離作補償につきましては、いずれも「無償」となっております。

以上、合意による解約等の通知につきまして、ご報告いたします。

議長 有り難うございます。なにか、ご質問等ございませんか。

各委員 ……。

議長 ないようですね。  
次に報告第5号について、事務局から説明をお願いします。

事務局 報告第5号(P25)を説明する。  
〔県許可案件の許可状況について〕

県許可案件の許可状況について、10月において5件に許可が下り、既に許可証を交付しておりますことを、ご報告いたします。

議長 報告、有り難うございます。確認をお願いします。  
以上で、本日の議題は、すべて終了しました。  
全体を通して、何かございますか。

各委員

・・・。

議長

ないようですので、それでは、本日の会議はこれで終了します。有り難うございました。

(午後2時40分 終了)

---

議事録署名委員

(議長)

田 磨 仁 志

---

(署名委員)

沼 田 静 雄

---

(署名委員)

嶋 田 秀 文

---